

## 本法務研究科教授インタビュー

古田 佑 紀  
(本法務研究科教授)

### 『人間の問題を扱うからね、法律というのは』

#### 1 はじめに

今回の学生企画は、古田佑紀先生にインタビューさせていただきました。

古田先生は、東京大学をご卒業後、検察官に任官し、法務省刑事局長、最高検次長検事、最高裁判所判事を歴任され、昨年からは本学でご指導いただいております。今回は、先生の受験生時代のお話や、検察官時代のエピソード、検察官・最高裁判事をご経験された先生から見た法曹界について、そして、皆さんから寄せられた質問コーナー等盛りだくさんにお届け致します。

#### 2 法曹を目指すきっかけ

それを聞かれるのがいつも大変困るんですよ。格好良い動機というものがなくて、卒業ぎりぎりに将来どういう道に進むにしても、一つの選択肢として司法試験を受けておこうということとで受験することにしましたのです。

#### 3 受験勉強

— 得意な法律は（やっぱり刑事系でしたか）？

得意不得意というほどではないのだけれども、感覚的に違和感があまりなかったのは民法で、特に債権法。逆に感覚的にどうしても馴染めなかったのが刑法。私が勉強していた頃はまだ我妻学説が圧倒的に支配していた時代でした。我



古田佑紀先生

検察官、最高裁判事を歴任。実務でのご経験を交えた講義は我々実務家を目指す学生にとっては一つも聞き逃さないお話ばかりです。

妻学説は、大上段に振りかぶって「そもそもこうだから……」という議論はあんまりないわけです。ところが、刑法はどうもそういうところがあって、そんな絶対的なものがあるのかわからない感じがして馴染まなかったということ。木村亀二さんという刑法の先生が書いた『刑法総論』を読んで、真面目な人だと思うのだけれど、ある一つの体系で説明しようとする、その体系では説明しきれないものがどうしても残って、四苦八苦してその部分をカバーしようとしている感じがあるのです。そのとき思ったのは、刑法というのは、よほど頭の良い人か、よほど分かった気になれる人間どちらかでないとならぬだと思って（笑）、これは私には向かないわという印象を受けたのです。

— 先生の実践されていた勉強法は？

二つ自分で決めたことがあります。一つは、この本で勉強するんだと決めたら目移りしないこと。他の本には手を出さない。もう一つは、実はこういうことをいうと大学は困るだろうけれど、司法試験を受けると決めたとたん学校に行くのをやめたんですよ。で、全部自分のペースでね、いつまでにこの本を読むと。そうすると、一日で何ページ読まなければならないか決まる。その割り振ったものを崩さない。暇がなかったから問題も解かないし、判例を読むこともしなかった。当時は判例の数もまだ少なく、本に引用されているのを見れば一応足りました。ただ、同じ本を三回読むことに決めましたよ。一回目は、とにかくどういうものかというのを考えながら読む。読んでいるうちに、こういう問題がここにはあるのかなとか、ここここは関係するのだろうかとか、そういう思いつきや疑問が出て来るでしょ、そこにはメモを挟んでおいて、二回目はもう一回そういうことを意識しながら今度は詳しく考えていく。で、三回目は自分でポイントと思ったところだけさっとおさらび的に読む。

— どうしても分からないところにぶつかった時の解消法は？

時々やったのは、他の人に議論をぶつけてみるとかね。ただまあ、自分の考えた結論が良いかどうかは別として、大体こういうふうな考え方なのだろうなということはある程度理解できた。それ以上にその時点では突っ込んでやる必要も時間もなかったということです。

#### 4 検察官時代

— 検察官として、被疑者と話をする際に注意したことは？

相手の人格を傷つけちゃいけないっていうことかな。

— 取調べの方法について

取調べというのはフィーリングみたいなものがあるってね、なんとなく、感覚的に波長が合う

相手もいるし、どうにも合わない相手もいる。ただ、ポイントを外さないことが一番大事なのでしょうね。警察の調書をはじめ、色々見て全体としてどういう話なのだろうと、先ずそれを考えてみる。で、自分が一から事件を調べるようなつもりでやってみる。特に最初のうちはそういうことをやるのは大事だと思うんですよね。そうすると、思いがけないことが出てきたりするんだよね。そういうことを繰り返していくと、警察から送致されてきている姿と違うんじゃないかとか、この点が気になるから捜査しておかないといけないとか、勘が働くようになる。



皆さんの中には、悪いことをしようと思った時の人の心理とかね、そういうのが実感として良く分からない人が増えているのかなっていう気がする。こういうことをやるのならこんなことを考える、気にするはずじゃないかって、想像力だよ。ただ、悪いことをしろというわけにはいかないからね(笑)。危ないのは、実感のない想像で、常識というか固定観念みたいな想像になりかねないことです。昔の話だけど、賄賂の事件で、ガラス越しに外から見える喫茶店があって、そこで袋に入れた現金を貰ったという話があって、誰からも見える所でそんなことをやるのは不自然だというようなことで無罪になったものがありました。それは後で破棄されるのだけど。賄賂というのは別に密室で必ず渡されるってわけじゃない。堂々と人が見ている前でやることもあるわけです。反対に、同じような思い込みで無罪の者が有罪となることも

あり得るのです。「犯罪とはこんなものだ」っていう固定観念みたいなものは危ないのです。違うこともあるかも知れないから決め付けちゃいけない。弁護士さんになったってそれは必要なことです。自分の頭の中にある、なんとなく持っているイメージと、相手が前提としている現実とがだいぶ違うことはしょっちゅうあるから、そこを先ずははっきりさせることが必要。

—印象に残った事件を教えてください。

一番印象に残っているというか、今頃どうしているかなと思う人がいます。

その人はやくざなんだよね。覚せい剤を相当大量に売りさばこうとしてコインロッカーに入れておき、それを取りに来た女房が捕まってしまう。彼女は旦那の事は一切喋らない。旦那は、女房自身が買ったということにはならないだろうと考え、どこから手に入れたとか一切言わないで、「俺は知らん」と頑張っていました。ところが、実はその女房殿は間もなく子供が生まれるところで、夫の方が、子供を刑務所で生むのはまずいと思ったらしくて最後は自白しました。ところがその子供が半年か一年位して死んじゃうんだよね、私の所に来て夫婦二人で嘆くのです。子供のためにちゃんとした生活をして行こうと二人が思っていたのに子供が死んで、やけになっている感じもあって、色々慰めたんだけど、その後どうしているか。世の中を騒がせた事件じゃないけど、どうもその二人がどうなったかなあと思って今でも気になります。

—その後、先生のご経歴や赴任先のお話を伺っていると、なんと、先生は検察官としてアメリカ留学（ミシガン大学）のご経験があったことが判明！ また、帰国後に着任した札幌で当時一緒にお仕事をされておられた方々の内に、次長検事になられた先生を含め7割が検事正や検事長になられた逸材揃いだったそうです。（そこで）優れた人とはどのような人ですか？（という質問をしてみました。）

いろんなタイプがあるから何とも言えないの

だけれど、一番根っこにあるのはやっぱり手抜きしないって事なのだろうね。そしてポイントを掴んで早くやるという能力でしょか。

## 5 最高裁判官時代

—検察官・裁判官を歴任された先生から見て、職務上の最大の違いは何ですか？

一番の違いは、裁判官は自分から動いて行けない。検察官は自分でまず情報を集める。これが最も基本となるわけだね。それに対して、なんだか変だなあと思いながらも、この主張立証ではこうならざるを得ない、というのがある意味裁判なんです。そして、最高裁は法律審なので、まさにペーパーの世界なのです。事実認定には原則として立ち入らないから。

—心がけていたことは何ですか？

一つは、自分の頭で考えるってことかな。まあ、これはどこでもそうなのだけだね。それともう一つは、想像力をあまり働かせない。危ないんだよね。つまり、主張立証の枠内でやるという大原則があるわけで、想像力を働かせて、「自分だったらこうとしか思えないな」というのを迂闊にやるのは危険です。

## 6 皆様からの質問コーナー

—裁判官、検察官として法律の改正が必要だと思うことはありませんでしたか？

やっぱり私は検事が専門で、しかも刑事立法が中心だから（先生は検察官時代、法務省刑事局に20年以上勤務しておられました）、こうした方が良いと思うことは結構ありました。コンピューター立法とかね、私が最初に本格的にやった立法です。それは特に強い異論なくすっと行ったものですけど、その前は刑事法はほとんど立法ができない状態が続いておりました。刑法全面改正作業が頓挫して、動かなくなっちゃったんですね。ところが、世の中も色々変わって、何とかしなきゃいけないとなって、手当ての第一段階がコンピューター立法でした。私が関与した刑事立法は、組織犯罪対策法とか18本。



それと、世の中の色々な状況に手続法が追いついていないんだよね、でも手続法を改正するというのは大変なことで、色々な捜査手段が必要じゃないかと思っていたんだけど、なかなかそこまでは手が出せませんでした。

— 最高裁判所裁判官の一日のスケジュールを教えてください。

人によって多少違うのだろうけれど、9時15分から30分までの間に登庁する。法廷とか評議がない時は、調査官の報告書を中心とした記録を見る。それが一日多いときで十数件になる。中には考え込んでしまう事件が出てきて、そういうのがあると、ある程度何日かかけて考えることになる。で、5時には一応退庁するのだけれど、読むのが間に合わなかったら家に持って帰ることになります。私は昔からできるだけ役所で片付けるようにしていたから原則として持ち帰りはないけど、ややこしい事件があると土日もち帰って考えることになる。とにかく仕事の量が非常に多いんです。年間二千件位処理しないと未済が溜まってくる計算になりますから、一日十件くらい処理していないと間に合わない。

— 検察官・裁判官の立場から見て、弁護士の仕事の良さとは何ですか？

弁護士さんの場合には、何と言っても一番現実の社会に直結するから、生の現実に触れる機会が多い。その中でどういう解決をするのが一番良いのかということが一番直接考えられる立場じゃないのかな。しかも、ある一方だけじゃ

なくて反対の立場になることもある。それがまた弁護士さんの一つのポイント。そういう意味では、もの見方の幅が広がるということはあるんじゃないかな。

ただし、気を付けなくちゃいけないのは、個別事件の解決だけに目が行ってしまうと全体でこういう解決が本当に良いのかどうかという視点というのが薄くなる可能性があります。そこが弁護士さんの一つの弱さかもしれませんね。弁護士が気を付けるべきことと言うのかな。

— ロースクール制度の問題点（特に受験回数・期間の制限）について

受験回数の制限については、旧司法試験の頃から既に議論されてきたことなんですよ、どこかで場合によっては見切りをつけるということが必要な場合もあるわけで、しかし、強制的にもうやめておきなさいというのが良いのかどうか、色々議論があるでしょう。今みたいに、三回で受からなくてももう一度法科大学院に入り直してということになると回数制限の意味があまりないのかなということにもなる。そこは中々難しい。もっとも今は回数制限よりも、どちらかというと法科大学院の定員が多すぎるという問題の方が議論の中心になっている感じです。

— 法律事務所の法人化に伴うチェーン展開又はグループ展開の是非について

一口には言えないけど、やはりそれを一番心配しているのは地方の弁護士さんじゃないですか。町医者的な弁護士さんが段々少なくなざるを得ないというのを気にしているのかな。もっとも、法人化しても中でやっているのは皆それぞれバラバラにやっているわけで、何かその一つの組織ができて、組織としてやっているっていう感じではないよね。むしろ、法人化で大規模化した時は、守秘義務の問題とか、利益相反の問題をどうするのかという問題が起こり、大きな事務所では弁護士の間のファイヤーウォールをどのようにするのかとか色々問題もあるからです。

ただ、一つ言えるのは、今いろんなことが一人の手では非常にやりにくくなった。ある程度組織的に動く、少なくともグループみたいな形で手分けしてやらないと、対応できないような事案がかなり増えてきているのじゃないですか。そういうためにはやっぱり組織化されたようなものが必要なのかも知れないと思います。町医者のなものとの棲み分けがうまくできると良いのでしょうか。

— 法律実務家にとって最も重要と考えるスキル・マインドとは何でしょうか？

自分としては、ドグマに捕らわれるのは色々な意味で危ないと思っています。自分の目で見て、自分の頭で考えて、それで率直に感じたところを先ず基礎にして考えていくことが必要と考えます。一見おかしいと思うこともあるのだけれど、色々考えてみると、なるほどこれはこういうことを理由にそうなっているのから言うこともあります。そのときには、最終的にどちらをどうするかというのは自分の一つの決断なり、価値判断の問題で、理屈の問題じゃないところが出てくる。その時に幅の狭い見方をしちゃうと単なる偏狭に陥っちゃうんだけど、いろんなことをずっと見てみて、結局はこう、自分としてはこうだということやするのが究極の姿じゃないのかなと思う。私は仕事としては立法事務が長いだけれど、立法事務はドグマを動かさないのを前提として考えてはダメで、ドグマがあると、それを動かさないでやるのか、あるいは動かしてやった方が良いのかということやを常に考えます。そういう癖がついているものだから、こうなっているとと言われても、何故そうなっているのか、本当にそうなのかとつい考えてしまう。一種の職業病だと思っているんですけどね。

— 座右の銘、信条、現在の目標などを教えてください。

座右の銘とか信条というのは、さっき言った、「自分の頭で考える」ということですが、もう一つ付け加えると、「できるだけ沢山の鏡を持

て」ということです。自分の考えていることや見方をぶつけて、それがどういう姿・形になるのかを映し出してくれる人を周りにできるだけ沢山持てと。もっとも、ちゃんと映し出してくれる人じゃないとダメなんだよね。何をぶつけても歪んだ丸か三角しか映らない鏡はいくら持っていてもしょがない。

実は裁判所に行ってそれが一番しにくかったことです。評議の秘密みたいなものもあるわけだし、色々な議論の過程みたいなものをそう簡単に人にどう思うと聞くわけには行かない。立法事務の場合は、色々な人にどう思うかと当然聞くのだけれど、それができないのは非常に辛かったです。

強いて座右の銘といえばその二つかな。

— 司法の真髄とは何ですか？

一口で言えばやはりバランスなのかな。司法といっても統治作用でしょ。統治作用というのは最後に要求されるのはたぶんバランスなんですよ。どちらかに偏るのは非常に問題が起こるわけで、そのバランスを固定してしまうとまたいけないので、常に色々な要素を考えて動かしながらやってきている。法律というのはある意味論理性も大事なだけれど、最後にやはり選択なんだよね、で、選択の時にどういう要素を見て、それに対してどういうウエイトを置いて考えるのかというのが最後のポイントになるわけで、結局そこはバランスなんだと思います。

## 7 学生へのメッセージ

よく遊びよく学べ！

今の学生の遊び方は知らないから、それが人生にとって価値のある遊び方をしているのだろうかというのは私には良く分かりません。パソコンでゲームに夢中になってたって人生に価値がある、役立つとは思えないんだよね。こういうこともあるんだなということが実感として分かるような体験を、色々なカルチャーショックを受けることをもうちょっと経験した方が良いんじゃないかと思う。昔の学生は結構そうい

うのがいて、破天荒なことをやっけていても、何か最後にはどこかでちゃんと収まりがついていく。司法試験もね、私の同じクラスにも大学を出てしばらくどこかに就職してから試験を受けてっていうのも結構いました。また、専門外の医学部出身とか、工学部出身なんていう合格者も結構いたし。法律っていうのは、ある意味じゃありとあらゆることを取り扱うようになっていくわけで、そういう意味では、やっぱりこう、さっきの悪いことをするという話ではないけど、できるだけ幅広い現実体験をしているということが、私は大事なと思う。今みたいに世の中が複雑になってしまうと一通り体験しろといっても無理ということ間違いはない。だけど、どこかある程度体験していれば、他の場面でも仕事の感覚がある程度つかめると思うんだよね。新しいものにぶつかる時も、感覚的に、現実的にどうなんだろうというものの見方ができるようになる。昔は本当に色々な現実体験ができたかもしれない。今はそれが限られざるを得ないんだけど、ある程度他の壁にぶつかった時も応用が利くようになるんじゃないかな。

しかし、そうは言っても勉強しなきゃならないことが昔に比べると増えているし、私が司法試験を受けた時に比べても、ちょっと情報量が多すぎるよと言いたくなる。議論が細かくなりすぎることもあまり健全ではない。ある程度大きな、コアみたいなね、そういう話で考えるというのが本当は法律としても姿・形が良いのだと思う。そういう目で見ると特に刑法は議論が細かくなりすぎる傾向がある。司法試験のレベルで言うならば、ある程度定番的な話というのはどれで行っても良い。現実の結論としては必ずしも妥当する場合もしない場合もあるが、考え方としてはそれぞれありうるというのはどちらでも良い。実務に就いた時にはそう簡単にはいかないけど、司法試験のレベルではそれで良い。だから私はあまり学説の違いみたいなものでこっちなきゃいけないということは考えない。学説というものに対して一つ批判をする

とすれば、往々にして何か、刑訴で言えば、捜査機関のやれることを制限する方が正義にかなっているというような感覚とか、実体法で言えば、なるべく犯罪にならないように考えるのが正しいみたいな感覚とか。そこまでいかななくても、違法性の問題を構成要件の議論に格上げした方がより進歩するんだとかね、そういう感覚というのはどこか私はちょっと変じゃないかと思っている。やっぱり、これは世の中にとって問題だなというのはちゃんと処罰されなきゃいけないし、もちろん罪刑法定主義に反しない限りでだけ。だから、犯罪がきちんと摘発されないというのは社会にとって非常に大きな問題なので、そのバランスをどこで考えるのかと、ちょっと戦後の色々な流れみたいなものを、少しそろそろ考え直しても良いのではないかなというような気もしている。

## 8 終わりに

今回のインタビューを通して、先生は私達に、経験を積み、人として成長することの大切さを改めてお教えてくださいました。インタビューの後に、「人間の問題を扱うからね、法律と言うのは」と仰ったことがとても印象に残り、先生が今まで一つ一つの事件に、そして人に、真剣に向き合ってこられた様子が伝わってきました。



聞き手：Law Journal 編集委員  
平田 彬 坂内真子